解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月四日岐阜地方裁判所多治見支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

（登記簿上の主たる事務所）
岐阜県中津川市中津川二〇五〇番地の一
宗教法人御嶽教三吉中津川市教会
清算人　弁護士　森本　真仁
連絡先　岐阜県多治見市金山町五―一金山ビル三階　水野・森本法律事務所

解散公告（第三回）

当組合は令和八年一月二十日西尾市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

愛知県西尾市住崎一丁目一〇一番地
西尾天神前土地区画整理組合
清算人代表　鈴木　徹郎

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十九日

大阪市福島区海老江二丁目一番三六号
医療法人友愛会（社団）
清算人　松本　直彦